

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																															
学校法人国際総合学園国際医療看護福祉大学校		平成13年12月11日	佐藤本実	〒 963-8811 (住所) 福島県郡山市方八町2-4-19 (電話) 024-956-0160																															
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人国際総合学園		昭和32年10月22日	池田祥護	〒 951-8063 (住所) 新潟県中央区古町通二番町541番地 (電話) 025-210-8565																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	看護学科	令和3(2021)年度	-	平成26(2014)年度																														
学科の目的	本学科はあらゆる健康レベルにある対象者への看護実践を行うことが重要であると考えている。学内で知識・技術を学ぶことは勿論であるが、各領域の病院・施設で看護師として患者と共感・人間関係・信頼関係の形成を身に付けさせるため、臨地実習を行うことにより、高度な専門知識と実践的な援助技術を兼ね備えた人間性豊かな看護師を育成する。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	2022年度看護師国家資格合格率100% 中退率4.8%																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	3,015 単位時間 103 単位	1,980 単位時間 80 単位	0 単位時間 0 単位	1,035 単位時間 23 単位	0 単位時間 0 単位																												
	夜間																																		
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																																
120人	82人	0人	0%																																
就職等の状況	<p>■卒業生数(C) : 25 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 24 人</p> <p>■就職者数(E) : 24 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 18 人</p> <p>■就職率(E/D) : 100 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 75 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 96 %</p> <p>■進学者数 : 1 人</p> <p>■その他</p> <p>進学者1名は助産師学校へ進学</p> <p>(令和4年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 総合南東北病院、太田西ノ内病院、福島赤十字病院、竹田綜合病院、白河厚生綜合病院、大原綜合病院、福島病院、あづま脳神経外科病院、平田中央病院、福島中央病院、枳記念病院、宇都宮記念病院、上尾中央綜合病院、みやぎ県南中核病院、社会医療法人みゆき会、順天堂大学浦安病院</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																		
当該学科のホームページURL	URL <a href="http://www.i-medical.jp/">http://www.i-medical.jp/</a>																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>103 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>23 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>103 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>23 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>							総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総授業時数	103 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	23 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位	うち必修授業時数	103 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	23 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位
総授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																		
うち必修授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																		
総授業時数	103 単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	23 単位																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位																																		
うち必修授業時数	103 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	23 単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数: 9人</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	4人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	9人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	4人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																		
計	9人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省の指定カリキュラムに沿った教育内容を基に、特に臨地実習指導の目的を達成するための実習指導担当教員の役割や指導方法について、受け入れ病院の看護部長より指導・助言をいただく。また看護職で構成されている看護連盟の顧問から、看護職や看護教育を取り巻く環境の変化についてのご指導をいただく。これからの看護師に求められる必要な知識・技術を確認して、より実践的かつ最新の知識・技能、態度を効果的に教授する方策及び実習評価について検討を重ね、教育課程の編成を行うものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

委員会の目的である「教育課程編成・運営の改善」のための指導・助言機関として位置づけ、委員会での協議事項を学校管理者で検討し、さらに本校及びグループ校の意見等を取り入れながら教育課程へ反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
本内 敦子	福島県看護連盟顧問	令和4年4月1日～令和6年3月日(2年)	①
窪 睦子	総合南東北病院 統括看護部長	令和4年4月1日～令和6年3月日(2年)	③
佐藤 本実	国際医療看護福祉大学 学校長	令和4年4月1日～令和6年3月日(2年)	—
影山 かほる	国際医療看護福祉大学 副校長	令和4年4月1日～令和6年3月日(2年)	—
鈴木 邦子	国際医療看護福祉大学 看護学科学科長	令和4年4月1日～令和6年3月日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期  
(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年3月20日 13:00～14:30

第2回 令和5年8月21日 13:00～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

改正カリキュラム施行2年目となり、学校側よりカリキュラム全体の運営状況を示してご意見ご助言をいただいている。また、新型コロナウイルス感染症が終息状況ではないため、臨地実習にも制限があるが、病院内での効果的な実習方法についてのご指導をいただいている。特に、卒業後のリアリティショックを最小限にして看護師として自立できるようになるために、確実に学ばせたい看護師としての態度や自覚について具体的なご助言をいただき、臨地実習の中で学生指導に反映させている。

(別途、以下の資料を提出)

- \* 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程
- \* 教育課程編成委員会等の規則
- \* 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-1
- \* 学校又は法人の組織図
- \* 教育課程編成委員会等の開催記録

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学習した看護学の基礎的知識・技術を統合し、あらゆる健康レベルにある対象に対し、科学的根拠に基づいて看護が実践できる基礎的能力を養うため、病院・施設と連携して看護の臨地実習による実践的授業を行うものとする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ① 実習施設の学生実習指導者および教員は、年3回以上の会議を開催し、実習の目的目標、方法、評価について協議している。
- ② 実際の実習指導においては、入院患者の同意の基に、実習指導看護師と教員が連携して学生を指導し、看護の実践能力を育成している。
- ③ 福島県看護協会と福島県看護学校協議会の共催による実習指導者と看護教員の交流会に実習施設の指導看護師と共に参加し、協同学習の機会を持ち、実習指導における課題を共有している。また、その後開催した会議で議題に取り上げ協議している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	対象の生活の場を理解し、既習の看護援助を基に日常生活援助を実践する	財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院
成人看護学実習Ⅰ	成人期にある対象および対象のもつ健康上の問題を理解し、慢性期や回復期にある対象への看護を展開できる能力を養う	財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院
老年看護学実習Ⅰ	老年期にある疾患を持つ対象の健康上の課題を理解し、対象への看護が実践できる	財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院
小児看護学実習	・小児の成長発達段階による特徴を理解し、健康課題に応じた看護を小児とその家族に実践する ・子供の成長発達を促すための係わりおよび環境について	すみこしこどもクリニック 菊地医院 福島県総合療育センター キッズサポートこおりやま
母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥期にある対処を理解し、母子および家族に対して援助する基礎的能力を養う	医療法人慈繁会トータルヘルスクリニック 医療法人 岡崎バースクリニック

(別途、以下の資料を提出)

\* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

看護師等養成所の運営に関する指導要領について 第4教育に関する事項1専任教員及び教務主任(12)専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めることとなっており、学科内にて個別の年間研修計画を作成し、各領域担当者別、新人及び各教員経験レベルに合わせた研修参加を実施している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 看護教育研究会研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和5年5月13日(土)	対象: 専任教員
内容: 看護実践を支える「社会人基礎力」	
研修名: 専任教員と臨地実習指導者の交流会	連携企業等: 福島県看護協会
期間: 令和5年8月3日(水)	対象: 専任教員
内容: 学生が求める理想の実習と現実のギャップ、その取り組み	
研修名: 福島県看護協会研修会	連携企業等: 郡山医師会
期間: 令和5年9月12日(木)	対象: 専任教員
内容: エンディングノートの活用と意思決定支援	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 福島県委託事業 看護教員等再教育研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和5年7月10日(月)	対象: 専任教員
内容: 学生の主体性を引き出す授業方法	
研修名: 法人職員研修	連携企業等:
期間: 令和5年7月26日(水)	対象: 専任教員
内容: ハラスメント研修	

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 福島県委託事業 看護教員等再教育研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和5年10月10日(火)	対象: 専任教員
内容: 魅力ある学校づくりを目指して	
研修名: 福島県看護学校協議会研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和5年11月22日(水)	対象: 専任教員
内容: 学校経営・学校運営	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 福島県看護学校協議会研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和5年12月18日(月)	対象: 専任教員
内容: 叱るということの限界と依存性	
研修名: 福島県看護学校協議会研修会	連携企業等: 福島県看護学校協議会
期間: 令和6年1月18日(木)	対象: 専任教員
内容: 授業方法の開発と評価の方法	

(別途、以下の資料を提出)

- \* 研修等に係る諸規程
- \* 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)
- \* 研修等の計画(推薦年度における計画)

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価については、文部科学省策定の「専修学校における学校評価ガイドライン」をベースに、任意団体である全国専門学校経営研究会(加盟校:26法人113校)により協議検討を重ねた「自己点検・評価基準」を主に、点検基準表を策定し、学校が委員会等の点検・評価を基に作成し、学校長が再点検の上、学校運営に反映させる方針とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念、教育目的、教育目標
(2) 学校運営	教育の内容・管理運営・改革改善
(3) 教育活動	教育の内容
(4) 学修成果	教育目標の達成度と教育効果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育の実施体制
(7) 学生の受入れ募集	学生支援
(8) 財務	管理運営(法人)
(9) 法令等の遵守	管理運営
(10) 社会貢献・地域貢献	社会的活動
(11) 国際交流	国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校・評価委員会・本部による点検後の自己点検評価に基づき、不備な点の改善、方向性、及び次年度以降の解決・取組課題を具体化し、学校の質保証・向上に努めております。委員からはコロナ禍により遠隔授業を行う際の自宅のWi-Fi環境問題について意見があり、保護者への理解を図ると共に対応できていない学生への代替えで受講できる方策を用いて、教育レベルを維持させながら国家試験に向けた学習を提供できた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
片岡 則之	日本大学工学部 教授	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	教育関係
清水 一浩	東北健康福祉株式会社 代表取締役	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
窪 睦子	総合南東北病院 看護部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
佐藤 武諭毅	(株)フォーストエマージェンシー(校友会会長)	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	校友会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <http://i-medical.jp/>

公表時期: 令和5年10月1日

(別途、以下の資料を提出)

- \* 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-2
- \* 自己評価結果公開資料
- \* 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

当校の教育内容、内部活動、外部活動、資格・表彰、また学校経営に係る事項等の実績については、公益法人として、関連団体・関連業界・学生就職先のほか、広く万人に発信する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要・教育理念・教育目標
(2) 各学科等の教育	学科別カリキュラム・特色・資格・就職実績
(3) 教職員	専任教員・兼任教員紹介・数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・就職指導
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事・対外活動・イベント・施設・設備
(6) 学生の生活支援	各種奨学資金・学生寮・住居紹介
(7) 学生納付金・修学支援	各種奨学資金・学費サポート・特待生制度
(8) 学校の財務	収支決算書
(9) 学校評価	自己点検評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生状況・国際提携校・国際交流活動
(11) その他	生涯学習・編入学等

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://i-medical.jp/>

公表時期: 令和5年10月1日

(別途、以下の資料を提出)

\* 情報提供している資料

(備考)

・用紙の大きさは、日本産業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7、8についても同じ。)

## 授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科)															
必 修	分類		授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○		論 理 学	物事の本質と論理学の関連から論理的思考や批判的発想の方法を学ぶ	1 後	30	1	○			○			○	
2	○		看護物理学	医療や看護の場で起こりうる現象や用いられる機器類の物理的な理論や技法を学ぶ	1 前	30	1	○			○			○	
3	○		情報処理	情報処理に関連する技法を学ぶ	1 前	30	1	○			○			○	
4	○		心 理 学	人間の発達段階の特徴や人間の行動・知能・性格・情緒などの特徴を学ぶ	1 後	30	1	○			○			○	
5	○		人間関係論	人間関係の発達、人間関係のあり方について学ぶ	1 前	15	1	○			○			○	
6	○		カウンセリング理論	心理的問題や悩みに関する援助技術の一つとしてカウンセリングの諸理論や技法に関する基礎的知識を学ぶ	2 前	15	1	○			○			○	
7	○		社 会 学	社会学の基本概念を学び社会的行為や相互行為、個人と社会、社会と文化について学ぶ	1 後	15	1	○			○			○	
8	○		家族関係論	現代の家族について相対化し客観的に捉え現代家族像について学ぶ	1 前	15	1	○			○			○	
9	○		教 育 学	教育的機能を理解し教育の本質と教育の意義を学ぶ	1 前	30	1	○			○			○	
10	○		倫 理 学	全体的な人間観を基礎に基本的生命倫理について学ぶ	1 後	15	1	○			○			○	
11	○		英 語 I	英語によるコミュニケーション能力と臨床で使用する医学用語を学ぶ	1 前	30	1	○			○			○	
12	○		英 語 II	看護場面での会話を学ぶと共に国際的視野から看護に必要な情報収集と活用について学ぶ	2 後	15	1	○			○			○	
13	○		健康運動科学	運動が身体に及ぼす影響と運動の具体的方法を学ぶ	2 後	30	1	○			○			○	
14	○		解剖生理学Ⅰ	人体の構造と各器官系統の仕組みや働きを学ぶ(細胞・皮膚・血液)	1 前	30	1	○			○			○	
15	○		解剖生理学Ⅱ	人体の構造と各器官系統の仕組みや働きを学ぶ(運動器系・循環器系・呼吸器系)	1 前	30	1	○			○			○	
16	○		解剖生理学Ⅲ	人体の構造と各器官系統の仕組みや働きを学ぶ(消化器系・腎泌尿器系・生殖器系・感覚器系、脳・脳神経系・内分泌系)	1 後	30	1	○			○			○	
17	○		栄 養 学	健全な生命活動を営むために必要な栄養について学ぶ	1 前	15	1	○			○			○	
18	○		生 化 学	生命活動における生体成分の調和と恒常性保持の基礎的動きを学ぶ	1 前	30	1	○			○			○	
19	○		臨床薬理Ⅰ	疾病の病態生理に基づく薬物の概要について学ぶ	2 前	15	1	○			○			○	
20	○		臨床薬理Ⅱ	疾病の病態生理に基づく薬物の治療・予防について学ぶ	2 前	30	1	○			○			○	
21	○		微 生 物 学	病原微生物の特徴や感染についての特徴的な様式や病原性について学ぶ	1 後	30	1	○			○			○	
22	○		病 理 学	疾病の原理や発生病理及びその機序と病的变化による症状を学ぶ	1 後	15	1	○			○			○	
23	○		病態生理学Ⅰ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ(呼吸器、循環器系)	1 後	30	1	○			○			○	
24	○		病態生理学Ⅱ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ(消化器、運動器系)	1 後	30	1	○			○			○	
25	○		病態生理学Ⅲ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ(血液・造血器系、免疫系、感染症、感覚器系)	1 後	30	1	○			○			○	
26	○		病態生理学Ⅳ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ(脳・脳神経系、内分泌系)	1 後	30	1	○			○			○	
27	○		病態生理学Ⅴ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ(腎・泌尿器系、生殖器系)	2 後	30	1	○			○			○	

28	○		病態生理学Ⅵ	人体の構造と機能が破綻したときの病態生理とその治療及び検査を学ぶ（小児、精神障害）	2後	30	1	○				○			○			
29	○		リハビリテーション論	機能障害を持った対象の存在機能をいかに身体機能回復と生活を維持するための援助方法を学ぶ	2後	15	1	○				○			○			
30	○		現代医療論	医療をめぐる社会の動向を知り現代における医療の現状と医療のあり方を学ぶ	2前	15	1	○				○			○			
31	○		公衆衛生学Ⅰ	人々の健康を守るために個人及び集団・社会における健康増進・保健予防を実践するための基礎的方法論を学ぶ	1前	15	1	○				○			○			
32	○		公衆衛生学Ⅱ	人々の健康を守るための組織・機関・医療従事者の役割や機能について学ぶ	2後	15	1	○				○			○			
33	○		社会福祉Ⅰ	生活問題に対する社会福祉・社会保障の基礎について学ぶ	2前	15	1	○				○			○			
34	○		社会福祉Ⅱ	社会福祉・社会保障の基本理念と関連しあう職種や機関、制度を理解する	3前	15	1	○				○			○			
35	○		関係法規	保健医療福祉に関する関係制度や法令を学ぶ	3前	15	1	○				○			○			
36	○		看護学概論	看護の基本概念・看護の対象・看護の機能と役割を学ぶ	1前	30	1	○				○			○			
37	○		基礎看護学方法論Ⅰ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ	1前	30	1	○				○			○			
38	○		基礎看護学方法論Ⅱ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ（衣生活援助、清潔保持）	1前	30	1	○				○			○			
39	○		基礎看護学方法論Ⅲ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ（食事、排泄）	1前	30	1	○				○			○			
40	○		基礎看護学方法論Ⅳ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ（薬物、輸血、呼吸）	2前	30	1	○				○			○			
41	○		基礎看護学方法論Ⅴ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ（感染予防、検査、危篤・終末期）	1後	30	1	○				○			○			
42	○		基礎看護学方法論Ⅵ	看護援助に共通する基礎的技術と日常生活行動の援助技術及び診療の補助技術を学ぶ（バイタルサイン）	1後	30	1	○				○			○			
43	○		ヘルスアセスメント	対象の健康問題を把握し適切な看護を提供するためにアセスメントテクニックと看護過程を学ぶ	1後	30	1	○				○			○			
44	○		コミュニケーション論	効果的なコミュニケーションのための知識・技術・態度を学ぶ	1前	30	1	○				○			○			
45	○		臨床看護総論	経過別看護、主要症状、治療・処置別看護について学ぶ	1後	30	1	○				○			○			
46	○		看護倫理	臨床で遭遇した事例をもとに倫理的判断・倫理的配慮について学ぶ	3前	30	1	○				○			○			
47	○		看護研究の基礎	ケースレポートのまとめ方や発表方法を学ぶ	3前	30	1	○				○			○			
48	○		基礎看護学実習Ⅰ	対象の生活の場を理解し、既習の看護援助を基に日常生活援助を実践する	1後	45	1					○			○		○	○
49	○		基礎看護学実習Ⅱ	対象を総合的に理解し、援助を必要とする事柄を判断して、個別的・計画的な看護を実践する	2前	90	2					○			○		○	○
50	○		地域・在宅看護論概論Ⅰ	地域の人々の暮らしを理解し、暮らしと健康を支える支援について学ぶ	1後	15	1	○				○			○			
51	○		地域・在宅看護論概論Ⅱ	在宅看護の特徴と在宅で生活する疾病や障害をもつ人と家族を理解し、地域における支援体制について学ぶ。	2前	30	1	○				○			○			
52	○		地域・在宅看護論方法論Ⅰ	在宅で生活する疾病や障害をもつ人や生活自立が困難な人と家族の生活支援の基本を学ぶ	2後	15	1	○				○			○			
53	○		地域・在宅看護論方法論Ⅱ	在宅で生活する疾病や障害をもつ人の医療的ケアや管理の支援を学ぶ	2後	15	1	○				○			○			
54	○		地域・在宅看護論方法論Ⅲ	在宅で生活する疾病や障害をもつ人、終末期在宅で迎える人と家族の看護を実際例を通して学ぶ。	2後	15	1	○				○			○			
55	○		地域・在宅看護論演習	在宅看護における看護過程について学ぶ	3前	30	1	○				○			○			
56	○		地域・在宅看護論実習Ⅰ	地域で生活しながら療養する人々を知り、多職種連携による支援の実際を理解する。	2後	45	1					○			○		○	○
57	○		地域・在宅看護論実習Ⅱ	地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅看護に必要な基本的能力を養う	3後	90	2					○			○		○	○



58	○		成人看護学概論	成人期の特性、保健・医療・福祉システムを理解し健康の再構築への支援退院後の生活支援を学ぶ	1後	30	1	○											
59	○		成人看護学方法論 I	成人期にある対象の健康障害・機能障害時における看護の知識・技術・態度を学ぶ（循環機能・呼吸機能障害）	1後	30	1	○						○	○				
60	○		成人看護学方法論 II	成人期にある対象の健康障害・機能障害時における看護の知識・技術・態度を学ぶ（消化機能・運動機能障害）	1後	30	1	○						○	○				
61	○		成人看護学方法論 III	成人期にある対象の健康障害・機能障害時における看護の知識・技術・態度を学ぶ（血液・造血機能・感覚機能）	1後	30	1	○						○	○				
62	○		成人看護学方法論 IV	成人期にある対象の健康障害・機能障害時における看護の知識・技術・態度を学ぶ（内分泌・代謝機能、脳神経系機能）	2前	30	1	○						○	○				
63	○		成人看護学方法論 V	成人期にある対象の健康障害・機能障害時における看護の知識・技術・態度を学ぶ（腎・排尿、免疫機能・女性生殖機能・緩和ケア）	2後	30	1	○						○	○				
64	○		成人看護学演習	健康問題の予防と回復に向けて適切な看護アプローチの基本的な考え方を学ぶ	2前	30	1	○						○	○				
65	○		成人看護学実習 I	成人期にある対象および対象のもつ健康上の問題を理解し、慢性期や回復期にある対象への看護を展開できる能力を養う	2後	90	2							○	○	○	○	○	○
66	○		成人看護学実習 II	急性期にある対象の健康上の課題を理解し、看護を实践できる	2後	90	2							○	○	○	○	○	○
67	○		成人看護学実習 III	終末期にある対象の健康上の課題を理解し、看護を实践できる	3前	90	2							○	○	○	○	○	○
68	○		老年看護学概論	加齢に伴う身体的・精神的・社会的変化について学ぶ	1後	30	1	○						○					○
69	○		老年看護学方法論 I	老年期にある人の健康障害に対する看護について学ぶ（高齢者の日常生活援助）	2前	30	1	○						○					○
70	○		老年看護学方法論 II	老年期にある人の健康障害に対する看護について学ぶ（認知症の看護、終末期看護）	2前	30	1	○						○					○
71	○		老年看護学演習	老年看護における看護過程について学ぶ	2後	30	1	○						○					○
72	○		老年看護学実習 I	老年期にある疾患を持つ対象の健康上の課題を理解し、対象への看護が実践できる	2後	90	2							○	○	○	○	○	○
73	○		老年看護学実習 II	地域や施設で生活する対象とその家族への看護を实践できる	2後	45	1							○	○	○	○	○	○
74	○		小児看護学概論	小児の特徴と看護の役割を学ぶ	2前	30	1	○						○					○
75	○		小児看護学方法論 I	健康障害を持つ子どもと家族への看護について学ぶ	2後	30	1	○						○					○
76	○		小児看護学方法論 II	小児の看護実践に必要な援助技術について学ぶ	2後	30	1	○						○					○
77	○		小児看護学演習	小児看護における看護過程について学ぶ	3前	30	1	○						○					○
78	○		小児看護学実習	小児の成長発達段階による特徴を理解し、健康上の課題に応じた看護を小児とその家族に実践する	3前	90	2							○	○	○	○	○	○
79	○		母性看護学概論	母性看護の課題と役割について学ぶ	2前	30	1	○						○					○
80	○		母性看護学方法論 I	生殖に関わる健康問題を知り、妊娠期・分娩期にある対象と家族に対する看護について学ぶ	2前	30	1	○						○					○
81	○		母性看護学方法論 II	産褥期にある対象と家族に対する看護について学ぶ	2後	30	1	○						○					○
82	○		母性看護学演習	母性看護における看護過程について学ぶ	3前	30	1	○						○					○
83	○		母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥期にある対処を理解し、母子および家族に対して援助する基礎的能力を養う	3後	90	2							○	○	○	○	○	○
84	○		精神看護学概論 I	現代社会における心の問題が身体・社会面に及ぼす影響を学ぶ	2前	30	1	○						○					○
85	○		精神看護学概論 II	心の健康とその障害について精神看護の機能と役割を学ぶ	2前	30	1	○						○					○
86	○		精神看護学方法論	精神の健康障害について日常生活に及ぼす影響を障害に対応した援助の方法を学ぶ	2後	30	1	○						○					○
87	○		精神看護学演習	精神看護における看護過程について学ぶ	3前	30	1	○						○					○

88	○		精神看護学実習	精神に障害がある人および家族を理解し、看護が実践できる基礎的能力を養う	3 後	90	2			○	○	○	○	○
89	○		看護管理	看護における組織の構造と役割及び組織運営について学ぶ	3 前	30	1	○			○	○		
90	○		医療安全	医療安全の確保に向け事故防止の視点から必要な知識・技術を学ぶ	3 前	15	1	○			○	○		
91	○		災害看護	災害が社会や人々に与える影響、災害による健康障害者に対する看護の基礎を学ぶ	3 前	30	1	○			○	○		
92	○		応用看護特論	看護基礎技術の習得、看護技術の安全性・安楽性について学ぶ	3 前	30	1	○			○	○		
93	○		看護の統合と実践実習	看護の対象を総合的に理解し、看護チームの一員として主体的に看護を実践する能力を養う	3 後	90	2			○	○	○	○	○
合計						93	科目	103 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業に必要な単位(令和4年度・5年度入学生は103単位、それ以前の入学生は100単位)を履修しなければならない。		1学年の学期区分	2期
履修方法：①3分の2以上の出席率 ②定期試験等の結果がC評定以上		1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。